

個人情報の保護に関する指針

大阪府社会保険労務士会（以下「本会」という。支部を含む、以下同じ。）は、個人情報の保護に関する法律を踏まえ、本会が保有する個人情報の保護に関する指針を次のとおり定める。

1. 個人情報の保有について

本会は、次に掲げる事業の運営に必要な個人情報を保有する。

連合会が行う社会保険労務士の登録及び社会保険労務士法人の届出に関する事業
その他本会及び関連団体に関する事業

2. 個人情報の取得について

本会は、事業運営に必要な範囲内で適法かつ公正な手段によって個人情報を取得する。

3. 個人情報の利用について

(1) 本会は、個人情報を取得の際に示した利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用する。

(2) 本会は、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査を行うとともに、個人情報の適正な保護を確保するために必要な措置を講じる。

(3) 本会は、個人情報を特定の第三者との間で共同利用する場合には、個人情報の保護に関する法律に定める事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置く。

4. 個人情報の第三者提供について

本会は、以下の場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しない。

(1) 法令に定める場合

(2) 以下により会員情報を提供する場合

イ 利用目的 会報の送付、会員名簿の作成、委員・講師・相談員・執筆者の選任・派遣及び関連団体の事業

ロ 提供項目 氏名、年齢、性別、生年月日、入会年月日、開業年月日、個人事務所・勤務先・社会保険労務士法人名称、所在地、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス

ハ 提供先 会報発送業者、会員名簿作成業者、関連団体

ニ 提供の手段 宛名シール、回答文書（紙ベース）、FD等に格納した電子データ

5. 個人情報の管理について

(1) 本会は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理する。

(2) 本会は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じる。

(3) 本会は、持出しや外部への送信等により個人情報を漏えいさせないよう努める。

6. 個人情報の開示・訂正・利用停止・削除について

(1) 本会は、本人から自己の個人情報について開示又は利用停止を求められた場合

は、遅滞なく対応する。

- (2) 本会は、個人情報の開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合には遅滞なく対応する。

7. 組織・体制

- (1) 本会は、個人情報取扱責任者を任命し、個人情報の適正な管理を実施する。
(2) 本会は、役員及び事務局員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法について周知徹底し、日常業務及び退職後における個人情報の適正な取扱いを徹底する。

8. 個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定・実施・維持・改善

本会は、この指針を実行するため、個人情報保護コンプライアンス・プログラム（本指針及びその他の取扱内規等を含む。）を策定し、これを本会役員及び事務局員その他の関係者に周知徹底させて実施し、維持し、継続的な改善に努める。

9. 苦情処理について

本会は、苦情処理に対応するため、苦情処理機関を設置し、苦情処理に適切に取り組む。

10. 指針の改廃

この指針の改廃は、総務委員会の所掌とし、常任理事会の議を経て行う。

11. 施行期日

この指針は平成18年2月14日より施行する。